

災害時における遺体搬送等に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と一般社団法人全国靈柩自動車協会（以下「乙」という。）は、災害時の遺体搬送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、旭川市内において災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1項に定める地震、風水害、その他の災害が発生し（以下「災害時」という。）、その災害により多数の死亡者が発生した場合に、甲が乙に対して靈柩自動車による遺体搬送（以下「搬送」という。）を要請し、履行するための必要な事項を定めるものとする。

（搬送の要請）

第2条 甲は、災害時に搬送を必要とするときは、乙に対して、別に定める「大規模災害発生に伴う遺体搬送要請書」（様式第1）（以下「要請書」という。）に次に掲げる事項を明示して、要請を行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請できるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 担当者の連絡先
- (2) 要請の理由
- (3) 必要とする靈柩車両数
- (4) 搬送拠点の場所（所在地、施設名）
- (5) その他必要事項

（要請する業務）

第3条 甲が乙に要請する業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 精査自動車等による火葬場、斎場等への遺体搬送
- (2) 遺体の収納・搬送に必要な資器材および消耗品（柩、ドライアイス他必要な用品）ならびに作業等の役務の提供
- (3) その他搬送等に必要な事項

（業務の実施）

第4条 乙は、甲の要請に基づく業務を実施する場合、可能な限り、甲以外による業務に優先して協力するものとし、次に掲げる事項に留意し実施するものとする。

- (1) 業務の公益性を考慮するとともに、地域住民、被災者に配慮すること。
- (2) 法令遵守および個人情報保護を徹底すること。
- (3) 疑義が生じた場合は、甲の指示に従うこと。

(報告)

第5条 乙は、前条の業務が完了したときは、別に定める「大規模災害発生に伴う遺体搬送実績報告」(様式第2)に次に掲げる事項を明示して報告するものとする。

- (1) 搬送従事者名及び従事車両
- (2) 搬送を行った期間
- (3) その他必要な事項

(費用の負担及び支払い)

第6条 この協定に基づき、乙が搬送に要した経費は、甲が負担する。

- 2 前項の費用は、当該地域において、当該業務を行うために要した費用とし、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議して定める。
- 3 甲の要請事項の他に、乙が遺族の要請により搬送の範囲を超える協力を行った場合には、この部分に要した費用は、乙が当該要請を行った遺族に請求するものとする。
- 4 乙は、災害が終息した時点で、甲に対し請求書により経費の支払いを請求するものとし、甲は乙から請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙の提供した靈柩自動車が故障その他の理由により業務の継続が困難な場合は、乙は速やかに当該靈柩自動車を交換のうえ、引き続き業務協力をを行うものとする。

- 2 乙は業務に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(業務従事者及び第三者に対する責任)

第8条 乙は、第3条の業務に従事した者が、その業務により、負傷もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、乙がその責を負うものとともに、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(会員名簿の提供)

第9条 乙は、搬送業務の円滑化に資するため、乙の会員名簿を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(協定に関する連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、旭川市消防本部防災課長とし、乙においては、一般社団法人全国靈柩自動車協会所属旭川靈柩自動車協会長とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の期間及び継続)

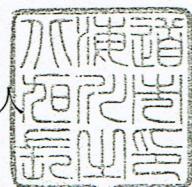
第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年11月20日

甲 北海道旭川市

旭川市長 西川 将人



乙 東京都新宿区四谷4丁目14番地 東昭ビル3階
一般社団法人全国靈柩自動車協会

会長 一柳

